

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例

基本理念【条例第3条】
 ◎性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的指向、性自認、その他の事由を理由とした不当な差別や人権侵害を認めない
 ◎全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される

基本方針（推進の方向性）

4つの柱

施策を推進する11の分野

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進
- 3 相談・支援体制の充実
- 4 人材の育成・確保

- 1. 女性に関する人権
- 2. 子どもに関する人権
- 3. 高齢者に関する人権
- 4. 障がいのある人の人権
- 5. 外国人に関する人権
- 6. インターネット・SNS等による人権侵害
- 7. 性的マイノリティの人権
- 8. 犯罪被害者やその家族に関する人権
- 9. 働く人の人権
- 10. 新型コロナウイルス感染症に関する人権
- 11. 東日本大震災等の被害者に関する人権

推進計画

